

## 市川市立大野小学校父母と教師の会 個人情報保護規程

### 第1条(目的および定義)

1 会則第37条に基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という)の取扱いについて定める。

2 本規程において用いる用語は次のとおりである。

(1) 個人情報: 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

(2) 本人等: 個人情報対象者(児童、保護者および教職員)、あるいは、対象者から委任を受けた者をいう。

### 第2条(責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条(管理者)

1 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

2 個人情報データベース管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報データベース管理者は、複数の個人情報データベース代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報データベース管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

### 第4条(取扱者)

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、及び個人情報データベース管理者が必要と認めた専門・特別委員会の正副委員長、書記ならびに各サークルの代表者とする。

### 第5条(秘密保持義務)

個人情報データベース管理者・代理管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第6条(収集)

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人等に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人等の同意を得る。

### 第7条(利用)

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、専門・特別委員会名簿、学級長・副学級長名簿、サークルメンバー名簿の作成
- (3) 会員の表彰・慰労・慶弔・見舞
- (4) 行事催行における参加者名簿の作成
- (5) 委員選出及び役員候補者選出、その他のPTA活動実施のため

## 第8条(利用の制限)

収集した個人情報を次の場合を除き、役員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、役員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第9条(管理)

1 個人情報は、個人情報データベース管理者、代理管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、個人情報データベース管理者または代理管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 第10条(保管及び持ち出し等)

1 個人情報データベースは、漏えい、紛失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために鍵のかかるキャビネットに保管するなど必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかける、暗号化するなど適切に行うこととする。

## 第11条(情報開示等)

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

## 第12条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第13条(漏えい時等の対応)

個人情報を漏えい等(紛失を含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報データベース管理者に報告する。

## 第14条(研修)

個人情報データベース管理者は、代理管理者・取扱者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

## 第15条(雑則)

本規程の改廃は、役員会を経て運営委員会の協議により定める。

付則 この規程は、2022年4月1日より施行する。

以上